

# 東京都若年がん患者等生殖機能温存治療費助成金交付要綱

令和3年9月9日 3福保医政第999号  
改正 令和4年11月16日 4福保医政第1206号

## 第1 目的

この要綱は、東京都若年がん患者生殖機能温存治療費助成事業実施要綱（令和3年9月1日付3福保医政第999号。以下「実施要綱」という。）に基づく、東京都若年がん患者生殖機能温存治療費助成金の交付に際し必要な事項を定めることを目的とする。

## 第2 助成の範囲

この要綱による助成の対象となる費用は次の各号に掲げる治療等に際して発生する費用とする。

なお、治療等の一環として精子を精巣等から採取するための手術を伴う場合、その術式は精巣内精子生検採取法（TESE）、精巣上体内精子吸引採取法（MESA）、経皮的精巣上体内精子吸引採取法（PESA）又は精巣内精子吸引採取法（TESA）に限る。

- 1 原疾患の治療に際して行われる、精子、卵子若しくは卵巣組織を採取し凍結保存するまでの一連の医療行為、又は卵子を採取し受精させ、胚（受精卵）を凍結保存するまでの一連の医療行為
- 2 1の医療行為により凍結した精子、卵子、卵巣組織又は胚（受精卵）の凍結保存を継続する行為
- 3 1の医療行為により凍結した精子又は卵子を融解し、患者の配偶者（婚姻の届け出をしていないが、事実上の婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。以下同じ。）の卵子又は精子と受精させ、生じた胚（受精卵）を患者本人又はその配偶者の子宮に移植し妊娠の確認を行うまでの一連の医療行為
- 4 1の医療行為により凍結した胚（受精卵）を患者本人又はその配偶者の子宮に移植し妊娠の確認を行うまでの一連の医療行為
- 5 1の医療行為により凍結した卵巣組織を患者本人に再移植する医療行為
- 6 5の医療行為の後に実施する患者本人及びその配偶者の精子又は卵子を採取し受精させ、生じた胚（受精卵）を患者の子宮に移植し妊娠の確認を行うまでの一連の医療行為

## 第3 対象者

この要綱による助成の対象となる者（以下「対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

なお、第5号から第7号までに掲げる要件については、第2に掲げる治療等のうち、第

1号、第2号及び第5号に掲げる治療等を受ける場合にのみ、第8号から第10号までに掲げる要件については、第2に掲げる治療等のうち、第3号、第4号及び第6号に掲げる治療等を受ける場合にのみ具備する必要があるものとする。

1 患者本人（第2に掲げる治療等のうち、第3号、第4号に掲げる治療等を受ける場合であって、患者本人が男性であるときは、その配偶者）の年齢が満43歳未満であること

2 東京都の区域内に住所を有すること

3 助成を受けようとする治療等について、患者本人及びその配偶者が、治療期間を同じくして他の法令等の規定により、国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付を受けていないこと

4 原疾患に対する治療として以下のいずれかの治療を受けたこと

(1) 「小児、思春期・若年がん患者の妊孕性温存に関する診療ガイドライン（日本癌治療学会）」の妊孕性低下リスクに分類された治療のうち、高・中間・低リスクの治療

(2) 長期間の治療によって卵巣予備能の低下が想定されるがん疾患（乳がん（ホルモン療法）等）

(3) 造血幹細胞移植が実施される非がん疾患（再生不良性貧血、遺伝性骨髄不全症候群（ファンconi貧血等）、原発性免疫不全症候群、先天代謝異常症、サラセミア、鎌状赤血球症、慢性活動性EBウイルス感染症等）

(4) アルキル化剤が投与される非がん疾患（全身性エリテマトーデス、ループス腎炎、多発性筋炎・皮膚筋炎、ベーチェット病等）

5 実施要綱第3に定める指定医療機関（他の道府県の知事が小児・AYA世代のがん患者等の妊孕性温存療法研究促進事業実施要綱（令和3年3月23日健発0323第6号厚生労働省健康局長通知）に基づき指定した医療機関を含む。以下「指定医療機関」という。）において治療等を受けたこと

なお、令和4年3月31日以前に東京都特定不妊治療費助成事業実施要綱（令和3年3月31日2福保子家第2082号）第3条第5号に定める東京都知事（以下「知事」という。）があらかじめ指定する医療機関（他の道府県又は指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市をいう。）若しくは中核市（同法第252条の22第1項の中核市をいう。）の知事又は市長が、特定不妊治療を実施するのに適当であると認め指定した医療機関を含む）において温存治療を行い、令和4年4月1日以降、その検体を用いて妊娠のための治療を行った場合は助成の対象とする。

6 指定医療機関の生殖医療を専門とする医師及び原疾患担当医師により、温存治療等に伴う影響について評価を行い、生命予後に与える影響が許容されると認められること。ただし、子宮摘出が必要な場合等本人が妊娠できないことが想定される場合を除く。

また、原疾患の治療前に温存治療等を行うことを基本とするが、治療中及び治療後であっても医学的な必要性がある場合は対象とする。

7 治療等を受けること及び厚生労働省が実施する「小児・AYA世代のがん患者等の妊孕性温存療法研究促進事業」に基づく研究への臨床情報等の提供に同意すること

ただし、対象者が未成年である場合にあっては、親権者又は未成年後見人による同意があること

8 配偶者と婚姻の届出をしていること（事実上婚姻関係と同様の事情にある者として知事が別に定める要件を満たしている場合を含む。）

9 第2に掲げる治療等のうち、第3号、第4号及び第6号に掲げる治療等以外の治療法によっては妊娠の見込みがないか又は極めて少ないと医師に診断されたこと

#### 第4 対象となる費用

第2に掲げる治療等に要する費用で、健康保険法（大正11年法律第70号）、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）その他の法令に基づく医療保険制度による保険給付の対象とならない費用。ただし、入院費、入院時の食事代等治療に直接関係のない費用及び申請者が東京都の区域外に住所を有する間に受けた治療に要する費用は対象外とする。また、医師の判断に基づき、やむを得ず治療を中止した場合（卵胞が発育しない等により卵子採取以前に中止した場合を除く。）の費用は含む。

#### 第5 助成の内容

知事は、対象者が医療機関に支払った経費について、別表に定める額の範囲内で当該対象者に対し助成する。

ただし、対象者1人につき別表に定める回数を限度として助成する。

#### 第6 申請

この要綱による助成を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、知事が別に定める場合を除き、第2に掲げる治療等の種類により、以下の各項の規定に従って、知事に申請しなければならない。

1 第2に掲げる治療等のうち第1号及び第5号に掲げる治療

申請者は、温存治療終了後、助成を受けようとする温存療法等に係る費用の支払日の属する年度内に若年がん患者等生殖機能温存治療費助成申請書（生殖機能温存治療分）（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添付して、知事に申請しなければならない。ただし、温存治療を実施後、期間をおかずに原疾患の治療を開始する必要がある等のやむを得ない事情により、当該年度内の申請が困難であった場合には、翌年度に申請することができる。

(1) 若年がん患者等生殖機能温存治療実施証明書（生殖機能温存治療分）（別記第2

号様式)

- (2) 若年がん患者等生殖機能温存治療受診等証明書（生殖機能温存治療分）（別記第3号様式）
- (3) 住民票の写しその他住所を確認できる書類
- (4) その他知事が必要と認める書類

## 2 第2に掲げる治療等のうち第2号、第3号、第4号及び第6号に掲げる治療

申請者は、一の連続する妊娠のための治療終了後（第2号に掲げる費用のみを申請する場合にあっては、助成対象とする凍結期間の終了後）、一の連続する妊娠のための治療が終了した日の属する年度内に若年がん患者生殖機能温存治療費助成申請書（妊娠のための治療分）（別記第4号様式）に次に掲げる書類を添付して、知事に申請しなければならない。

なお、第2号に掲げる書類については、精子を精巣等から採取するための手術に要する経費について助成を受けようとする場合のみ、第4号に掲げる書類については、第2に掲げる治療等のうち第3号、第4号及び第6号に掲げる治療について助成を受けようとする場合のみ、第3号に掲げる書類については、組織等の凍結更新に係る経費について助成を受けようとする場合のみ、それぞれ添付するものとする。

- (1) 若年がん患者生殖機能温存治療受診等証明書（妊娠のための治療分）（別記第5号様式）
- (2) 精巣内精子生検採取法等受診証明書（別記第6号様式）
- (3) 若年がん患者生殖機能温存治療受診等証明書（凍結更新分）（別記第7号様式）
- (4) 婚姻の届出をしている夫婦であること及び婚姻の日を証明する書類（事実上婚姻関係と同様の事情にある者にあつては、他に法律上の配偶者がいないことを証明する書類、事実婚の関係にあること及び治療の結果、出生した子について認知を行う意向があることを記載した書類）
- (5) 住民票の写しその他住所を確認できる書類
- (6) その他知事が必要と認める書類

## 第7 審査及び結果の通知

知事は、第6の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、結果を申請者に通知するものとする。

## 第8 助成金の支払

知事は、第7の規定による審査の結果、助成することを決定した場合は、速やかに助成する額を申請者に支払うものとする。

## 第9 医療費等の返還

知事は、偽りその他不正の手段により医療費等の助成を受けた者があつたとき、又は支払

後に過誤額が確認されたときは、その者から当該医療費等助成を受けた額の全部又は一部を返還させることができる。

#### 第10 事業の委託

知事は、この要綱に基づく事務の一部を適切な実施が期待できる団体等に委託することができる。

#### 第11 実施細目

知事は、この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関して必要な細目を定めることができる。

##### 附 則

この要綱は、公布の日から施行し、令和3年4月1日以降に開始した治療等について適用する。

##### 附 則

この要綱は、公布の日から施行し、令和4年4月1日以降に開始した治療等について適用する。

別表1（第5関係）

助成上限額及び助成上限回数（第2に掲げる治療等のうち第1号に関する助成）

凍結組織	上限額	上限回数
精子 (手術を伴う場合)	5万円 (35万円)	申請者1人当たり2回 (卵巣組織は申請者1人当 たり1回)
卵子	30万円	
卵巣組織	70万円	
胚(受精卵)	40万円	

※ 上記の上限額には、凍結後1年間の保管費用を含む。

別表2（第5関係）

助成上限額及び助成上限回数（第2に掲げる治療等のうち第2号に関する助成）

凍結組織	上限額	上限回数
精子	1年につき 3万円	患者の年齢が43歳に達するか、又は第2 に掲げる治療等のうち第3号、第4号及び 第6号に掲げる治療等にかかる助成を通算 6回(ただし、患者(男性の場合はその配偶 者)の年齢が40歳を超える場合は、3回) 受けるまでのいずれか早い日まで
卵子		
卵巣組織		
胚(受精卵)		

別表3（第5関係）

助成上限額及び助成上限回数（第2に掲げる治療等のうち第3号、第4号又は第6号に関する助成）

凍結組織	上限額(1回あたり)	上限回数
精子	別図のとおり	申請者1人当たり6回(1子ごと。妊娠12 週以降の死産は、出産したものとみなす。た だし、患者(男性の場合はその配偶者)の年 齢が40歳を超える場合は、3回。患者又は その配偶者が過去に特定不妊費助成事業の交 付を受けている場合は、その回数を本事業の 助成回数に算入する。)
卵子		
卵巣組織		
胚(受精卵)		

別表4（第5関係）

助成上限額及び助成上限回数

(第2に掲げる治療等のうち第5号に関する助成)

凍結組織	上限額	上限回数
卵巣組織	60万円	申請者1人当たり1回

